平成21年4月1日 規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、日本社会事業大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第35 条の3の規定に基づき、専門職大学院の科目等履修生について必要な事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

- 第2条 科目の履修を出願できる者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 大学卒業と同等以上の学歴を有する者
 - (2) その他、当該科目を理解する能力を有すると専門職大学院研究科委員会の議を 経て認めた者

(出願手続)

- 第3条 履修を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、指定の期日までに提出しなければならない。
 - (1) 願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
 - (4) その他本学が必要と認める書類

(許可)

- 第4条 履修の許可は、専門職大学院研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。
- 2 履修を許可された者は、所定の書類に授業料等を添えて指定の期日までに所定の手続きを行わなければならない。

(授業料等)

- 第5条 科目等履修生に係る入学料は28,200円とし、授業料は1単位14,800円とする。 ただし、専門職大学院研究科委員会が認めた者については、入学料を免除することが できる。
- 2 既納の授業料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(単位の認定)

第6条 授業科目を履修し、所定の試験・レポート等に合格した者には、年間5単位を 上限として所定の単位を与える。

(その他)

第7条 認定社会福祉士認証・認定機構が定める大学院(教育基幹)ルートの適用を受けることができる認証科目単位は、専門職大学院入学前2年以内に科目等履修生となり修得した単位で、かつ入学後に大学院学則第11条の規定に基づき認定された単位に限る。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。